

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会の開催について

1. 目的

第3次対がん10か年総合戦略において、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるよう「均てん化」を図ることを戦略目標として掲げており、また健康フロンティア戦略においても、がん医療の「均てん化」が課題として取り上げられている。

そこで、がん医療の「均てん化」を推進するために、がん医療における地域格差の要因につき検討を行い、その是正のための具体的方策を提言することを目的として、厚生労働大臣の懇談会として、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を開催しているところ。

2. 検討事項

- (1) がん医療における地域の実態と格差を生み出している要因
- (2) がん専門医等の育成
- (3) 国、ブロック、都道府県（三次医療圏）、二次医療圏における各がん専門医療機関の役割分担を踏まえたネットワーク体制の整備
- (4) 上記(3)を踏まえたがん専門医等の人材交流（派遣・受入れの促進）
- (5) 地域におけるがん専門医等の確保
- (6) 地域がん診療拠点病院制度のあり方

3. 検討スケジュール

- ・ 1回目 9月9日 開催
- ・ 2回目 10月21日 開催
- ・ 3回目 11月30日 開催予定

※ 4回目以降適宜開催し、年度内に中間報告書をとりまとめる。

精神保健福祉施策の総合的な見直しに係る検討経緯

平成15年5月

- 精神保健福祉対策本部(本部長:厚生労働大臣)において、中間報告を策定し、「入院中心から地域生活中心へ」という基本的考え方方に沿って、今後優先的に取り組むべき事項を整理。

- ① 精神障害者に対する正しい理解のための普及啓発
- ② 精神医療の質の向上
- ③ 地域生活支援体制の整備
- ④ 受入条件が整えば退院可能な者への対応

平成15年9月～平成16年8月

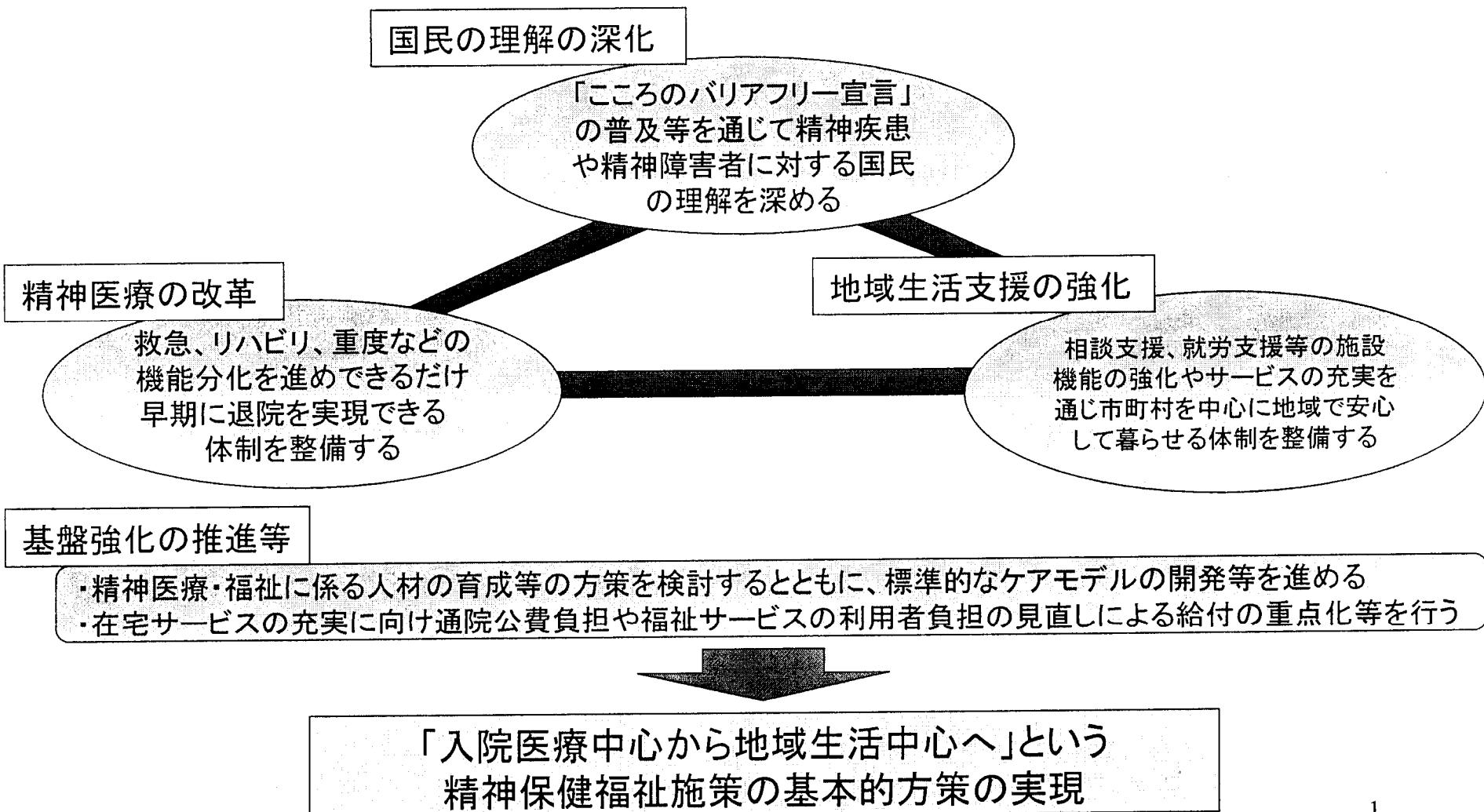
- 中間報告に沿って3つの検討会を設置し、有識者等による検討を実施。
 - ・心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
(16年3月、精神疾患を正しく理解し行動するための指針「こころのバリアフリー宣言」等を公表)
 - ・精神病床等に関する検討会
(16年8月、良質かつ適切な医療を効率的に提供し退院を促進する体制づくりという視点から、精神病床等の在り方について、最終まとめを公表)
 - ・精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会
(16年8月、退院後等における地域生活を継続できる体制をどのように構築するかという視点から、地域生活支援の在り方に関する最終まとめを公表)

平成16年9月～現在

- 精神保健福祉対策本部を開催し、3検討会の成果を踏まえ、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を取りまとめ。
- 現在、社会保障審議会障害者部会において、障害保健福祉施策全体の見直しについて審議中。(10月12日にグランドデザイン案の公表)

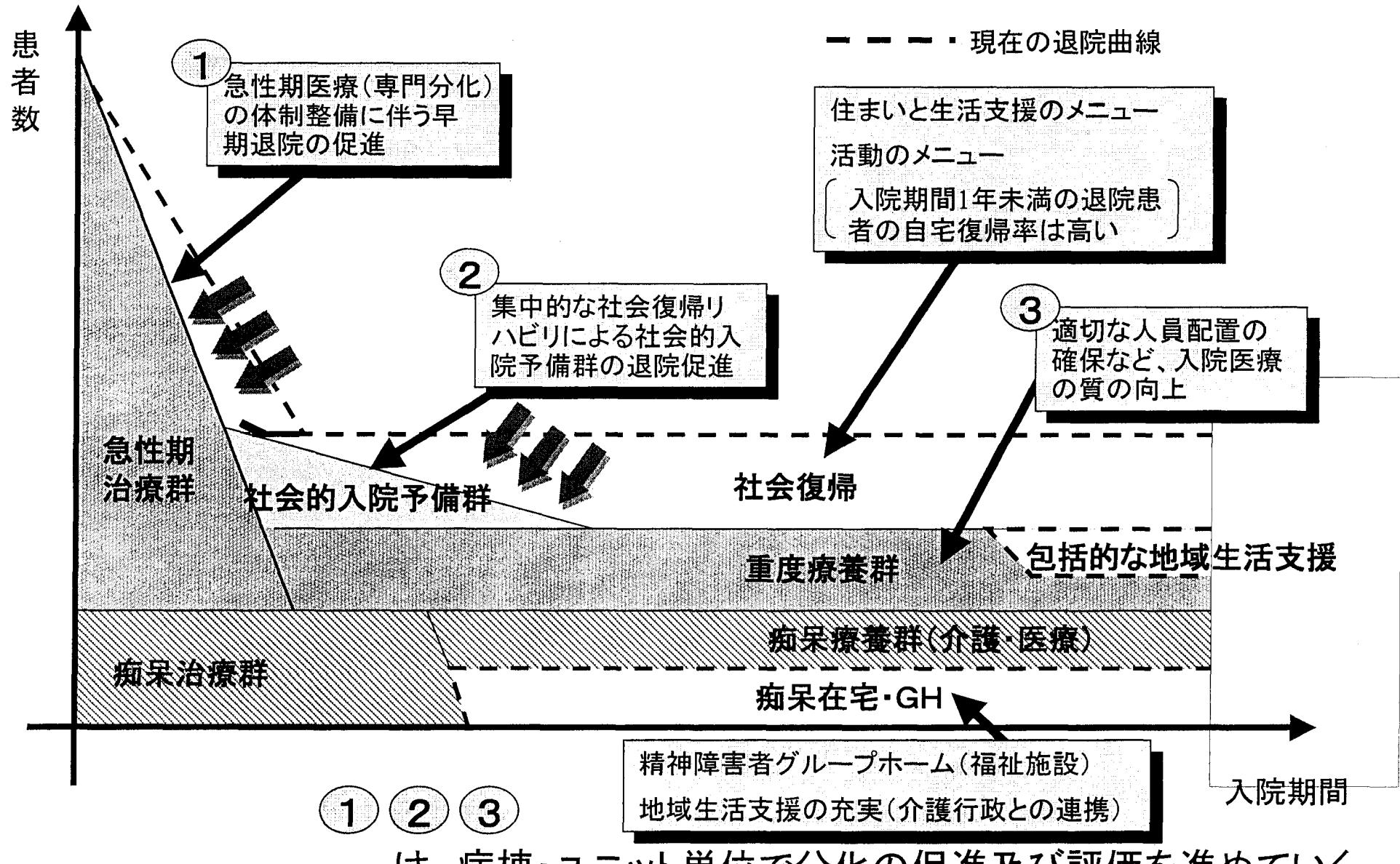
精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



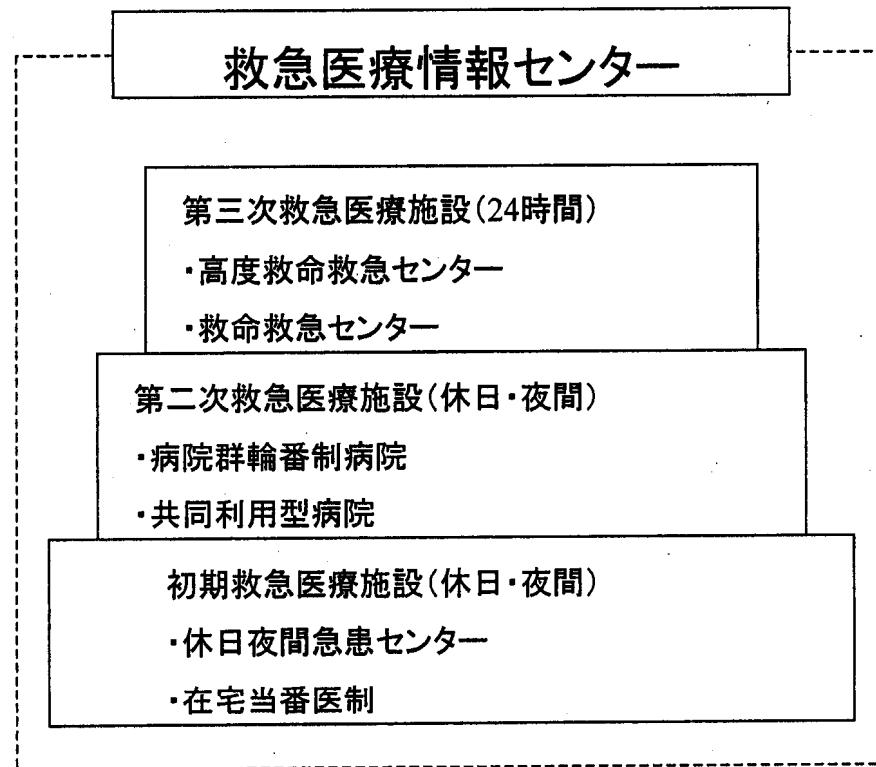
※上記により、今後10年間で必要な精神病床数は約7万床減少

病床の機能分化のイメージ

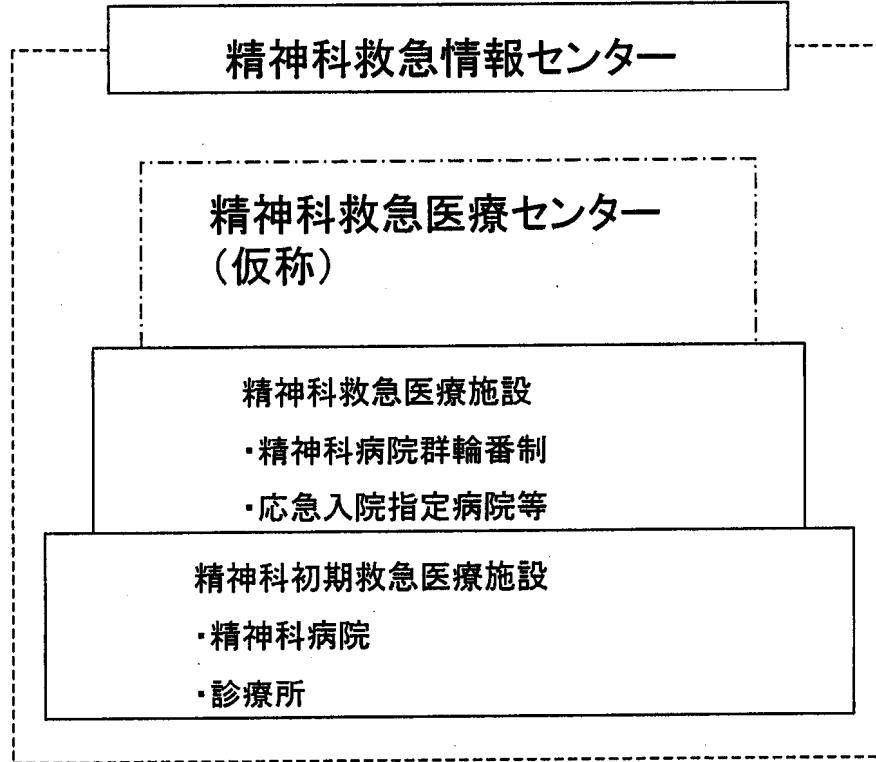


救急医療システムの考え方(案)

一般救急(既存)



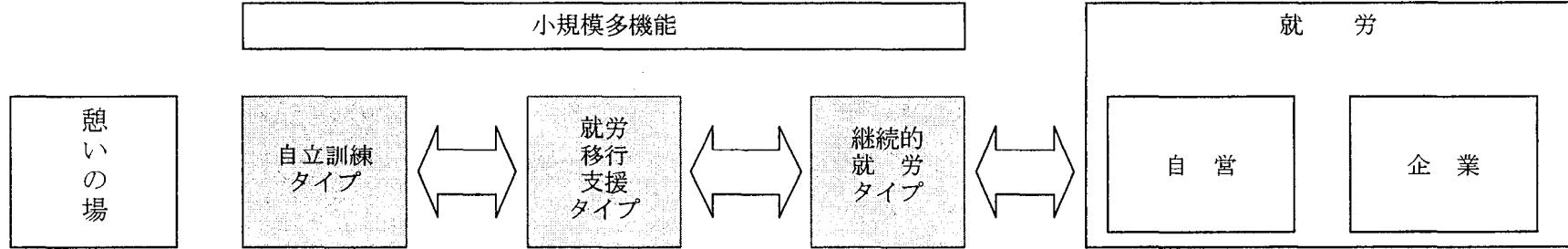
精神科救急(案)



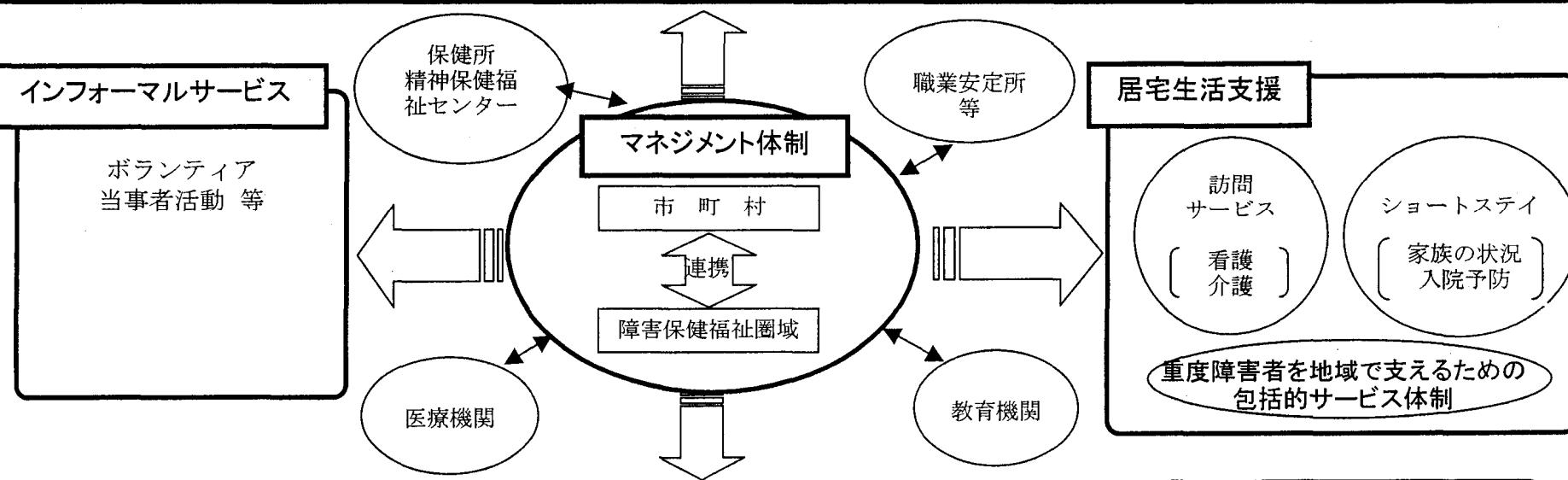
- 急性期については、現在の仕組みを基本としつつ、入院直後の機能の向上、ユニット制の導入等について検討する。
- 社会復帰リハについては、その患者像を明確にしつつ、1年以内を目途に地域ケアに円滑に移行できることを目指し、精神保健福祉士や看護師等が、患者の社会復帰意欲を高めつつ、病院外の地域資源（医療的支援、福祉的支援、当事者同士の支え合い等）を活用する仕組みを基本とする。
- 重度療養については、その患者像を明確にしつつ専門的な入院医療を行える体制を確保する。

再編後の住・生活・活動支援体系（精神保健福祉）

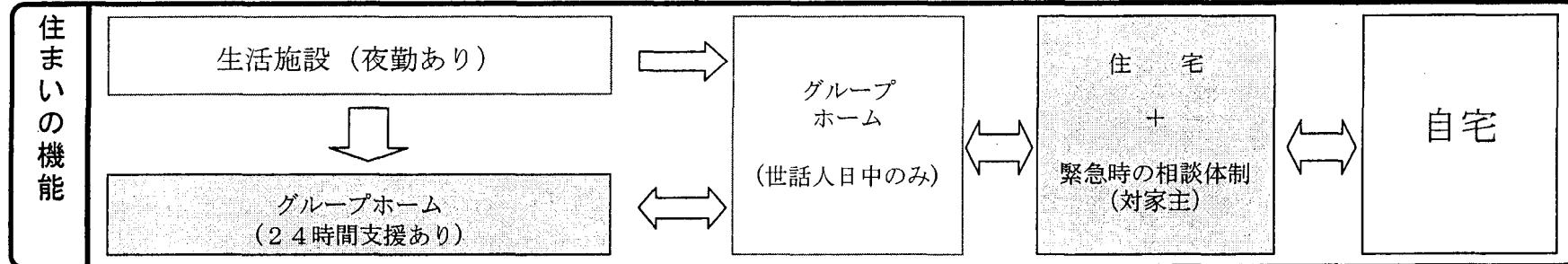
日中活動の場の機能



-3-



住まいの機能



障害保健福祉に係る市町村、都道府県、国の役割分担(案)

国

- 全国的な障害保健福祉サービスの向上
→制度の枠組み整備、障害保健福祉基本指針・障害保健福祉プランの策定

- 財政的な支援等 →都道府県間の格差調整、人材育成支援等

都道府県

- 都道府県内のサービス提供体制の計画的整備

→都道府県障害保健福祉計画の策定

- 広域的・専門的な支援

→障害保健福祉圏域等の広域的な住居支援、精神科救急体制整備等

- 財政的な支援等 →市町村間の格差調整、人材育成等

市町村

- 福祉サービスを一元的に実施(自ら支給を決定)

(都道府県から事務移譲)

精神障害者社会復帰施設に関する事務

福祉工場(身体・知的)に関する事務

障害児施設の措置事務

- ニーズを把握し計画的にサービスを提供(事業者を活用)

→市町村障害保健福祉計画の策定

広域連合
の活用

自殺予防関連対策【概念図】—平成17年度—

自殺防止対策有識者懇談会 「自殺予防に向けての提言」 H14.12

地 域 (194, 885千円)

